

認可外の居宅訪問型保育事業者の 資格・研修受講の基準 (案)

※第7回（4/26）の資料2を一部修正

2019年（令和元年）5月8日

認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講の基準（案）

- 認可外の居宅訪問型保育事業の保育従事者は、原則 1 : 1、かつ、乳幼児宅で保育する特性を踏まえ、保育士又は看護師以外の従事者について、一定の研修受講を要件とすることが適当である。
- 幼児教育・保育の無償化との関係では、5年間の猶予期間中は基準に適合しない認可外の居宅訪問型保育事業者も無償化の対象となる。しかし、5年間の猶予期間中に計画的な研修受講を推奨し、質の確保・向上を図ることが必要である。

項目	認可外保育施設指導監督基準		改正後 (認可外の居宅訪問型保育事業)
	認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児を保育)	認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター/ 1人の乳幼児を居宅で保育)	
職員	○配置基準(乳幼児) : (保育士) 0歳児 3 : 1、1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1、4歳以上児 30 : 1 ○職員 : <u>保育者の3分の1以上が 保育士又は看護師資格が必要</u>	○配置基準 ・原則 1 : 1 ○職員 : 基準なし (望ましい基準のみ)	○配置基準 ・原則 1 : 1 ○職員 : 保育士、看護師 又は 一定の研修を受講した者 ※「一定の研修」については別紙
設備	○全年齢共通 ・ 保育室 1.65m以上/人 ・ 調理室、便所	—	—
非常災害に 対する措置	○消火用具、非常口の設置 ○定期的な訓練の実施	—	—
児童の処遇	○保育の内容 ・ 保育所保育指針に準じて行う。 ○給食 ○健康管理・安全確保 ○利用者への情報提供 ○帳簿の整備 等	(同左) ※一部適用除外	(同左) ※一部適用除外

※ 認可外の家庭的保育事業（1日に5人以下の乳幼児を保育）についても、認可外の居宅訪問型保育事業と同様、基準がない（保育士又は看護師の配置が望ましいという基準のみ）ことから、今般、1人以上は一定の研修受講を基準とすることが適当である。

認可外の居宅訪問型保育事業の従事者に受講を求める「一定の研修」について（案）

- 認可の居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容（下表）、すなわち**20時間程度の講義と1日以上**の演習の受講を求めることを基本とすることが適当である。
- 具体的な研修としては、以下が考えられる。
 - ① 地方自治体が実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修（地域保育コース）※1
 - ② （公社）全国保育サービス協会※2が実施する居宅訪問型保育研修
 - ③ 民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、①又は②と同等と認められる研修
 - ※1 子育て支援員研修（地域保育コース）：小規模保育事業の保育従事者、家庭的保育補助者、一時預かり事業保育従事者等のための研修で、約30時間の講義＋2日以上の実習（見学）又は演習
 - ※2 全国保育サービス協会：96のベビーシッター事業者（ベビーシッター数：20,855人）が加盟（平成29年度）
- 上記③については、都道府県、指定都市又は中核市が、厚生労働省が示す統一的な内容及びその確認方法※3に基づき、①又は②と同等の研修として認めることが必要であり、運用の詳細については、引き続き検討が必要である。
 - ※3 ①の研修については、厚生労働省の通知で、既にかリキュラム・時間数や内容等が示されている。

科目名	時間数
1. 居宅訪問型保育の基礎を理解するための科目	
①居宅訪問型保育の概要	1 時間
②乳幼児の生活と遊び	1 時間
③乳幼児の発達と心理	1.5時間
④乳幼児の食事と栄養	1 時間
⑤小児保健Ⅰ	1 時間
⑥小児保健Ⅱ	1 時間
⑦心肺蘇生法（実技講習）	2 時間
2. 居宅訪問型保育の実際を理解するための科目	
⑧居宅訪問型保育の保育内容	2 時間
⑨居宅訪問型保育における環境整備	1 時間
⑩居宅訪問型保育の運営	1 時間
⑪安全の確保とリスクマネジメント	1 時間
⑫居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項	1.5時間
⑬居宅訪問型保育における保護者への対応	1.5時間
⑭子ども虐待	1 時間
⑮特別に配慮を要する子どもへの対応	1.5時間
3. 研修を進める上で必要な科目	
⑯実践演習	1～2日
4. 自治体の制度や地域の保育事情等を理解するための科目	
⑰実施自治体の制度について	1 時間
計	20時間 + 1日以上の実践演習

参考資料

認可外保育施設に係る資格・研修受講等の基準（現行）

- 認可外の保育事業については、乳幼児の年齢に応じた保育従事者の配置数は、認可保育所と原則同じ基準。
（0歳児3：1、1・2歳児6：1、3歳児20：1、4歳以上児30：1）
- その上で、保育士等の資格保有者の割合を規定。（1日6人以上の乳幼児を保育する施設は保育士又は看護師1／3以上）
- 認可外の居宅訪問型保育事業や1日に保育する乳幼児が5人以下の家庭的保育事業については、現在の児童福祉法の指導監督基準では、保育士、看護師（又は家庭的保育者）の配置が望ましい、とされている。
- 都道府県等による指導監査については、1日6人以上の乳幼児を保育する認可外保育施設は、年1回以上の監査が原則であるが、
 - ・ 1日に5人以下の乳幼児を保育する家庭的保育事業は年1回以上の監査の努力義務、
 - ・ 認可外の居宅訪問型保育事業は都道府県等が必要と判断する場合に実施、と整理。

現行の指導監督基準	認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター／1人の乳幼児)	認可外の家庭的保育事業 (1日5人以下の乳幼児)	認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児)
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士又は看護師の配置が望ましい (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士、看護師又は家庭的保育者の配置が望ましい (通知) 	
研修受講	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修受講状況の届出義務 (省令) ・ 都道府県知事等が定める者の実施する研修を5年に1回程度受講することを促す (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修受講状況の届出義務 (省令) ・ 都道府県知事等が定める者の実施する研修を5年に1回程度受講することを促す (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士又は看護師1／3以上 (通知)
資格・研修受講等の情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ※ 施設・サービスの内容全般について、書面による提示等がなされているか (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制の掲示 (省令) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制の掲示 (省令)
指導監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が必要と判断する場合に指導を行うこと (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り年1回以上行うよう努力すること (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回以上行うことを原則とする (通知)

認可外保育施設に係る保育内容・健康管理・安全確保等の基準（現行）

- 保育内容、健康管理、安全確保、利用者への情報提供、備える帳簿等の基準については、基本的に1日6人以上の乳幼児を保育する認可外保育施設と同じ基準が適用される。
- 認可外の居宅訪問型保育事業で適合を求めることが難しい一部の項目（例：乳幼児の健康診断、施設への掲示、必要な遊具等の備え付け等）について、適用しないことができることとしている。

現行の指導監督基準	認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター ／1人の乳幼児)	認可外の家庭的保育事業 (1日5人以下の乳幼児)	認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児)
保育内容	「必要な遊具、保育用品の備え付け」 「保育室の見学」は適用しないことができるが、それ以外の項目は適切な対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針を踏まえた適切な保育の実施 ・保育従事者の人間性と専門性の向上 ・乳幼児の人権への配慮 ・保護者との連絡 	等
給食	適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、適切な対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室（家庭的保育事業においては、調理設備）があり、適切な衛生管理がなされているか ・乳幼児の年齢、発達、健康状態等に配慮した食事内容 	等
健康管理 安全確保	「毎月の乳幼児の発育チェック」「乳幼児の健康診断」「医薬品等の整備」は適用しないことができるが、それ以外の項目は適切な対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の健康状態の観察、発育チェック ・乳幼児の健康診断 ・職員の健康診断 ・感染症への対応 ・乳幼児突然死症候群の予防 ・安全確保（賠償責任保険加入等） 	等
利用者への 情報提供	必要なサービス内容について書面による提示等がされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・サービスに関する内容の掲示 ・契約内容の書面による交付、契約内容等の説明 	等
備える帳簿	(施設と同じ)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に関する書類等の整備 ・利用乳幼児に関する書類等の整備 	

東京都のベビーシッター利用支援事業の研修要件

【従事要件】

- 1 本事業の参画事業者として認定されたベビーシッター事業者に所属していること。
- 2 「東京都居宅訪問型保育基礎研修」及び「ガイダンス研修」を修了していること。
ただし、居宅訪問型保育基礎研修については、保有する資格等に応じ、一部科目の受講を免除又は補足研修の受講をもって代えることができる。(詳細は下表のとおり)

(○:受講が必要 ー:受講免除)

※ACSA:公益社団法人全国保育サービス協会

科 目	所要時間	原則 (右の資格等に 該当しない場合)	一部受講免除 又は 補足研修受講対象							
			東京都又はACSA の居宅訪問型保育 基礎研修修了者 (※2)	ACSA ベビーシッター養成 (新任)研修+現任 研修修了者	ACSAの 認定ベビーシッター 資格保有者	子育て支援員専門 研修(地域保育コー ス)修了者(※3)	保育士	東京都内の地域型 の家庭的保育者 (※4)	看護師で一定の保 育経験を有する者 (※5)	
居宅訪問型 保育基礎 研修(全5 日間)	1 居宅訪問型保育の概要	1時間	○				○			
	2 乳幼児の生活と遊び	1時間	○							
	3 乳幼児の発達と心理	1.5時間	○							
	4 乳幼児の食事と栄養	1時間	○							
	5 小児保健Ⅰ	1時間	○							
	6 小児保健Ⅱ	1時間	○							
	7 心肺蘇生法(実技講習)	2時間	○							
	8 居宅訪問型保育の保育内容	2時間	○				○			ー
	9 居宅訪問型保育における環境整備	1時間	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	
	10 居宅訪問型保育の運営	1時間	○				○			
	11 安全の確保とリスクマネジメント	1時間	○				ー			
	12 居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項	1.5時間	○				○			
	13 居宅訪問型保育における保護者への対応	1.5時間	○				○			
	14 子ども虐待	1時間	○				ー			
	15 特別に配慮を要する子どもへの対応	1.5時間	○				○			
	16 実践演習Ⅰ 保育技術(お世話編)	1~2日	○				○			○
	17 実践演習Ⅱ 保育技術(遊び編)		○				○			○
ガイダンス研修(事業の説明) ※11月以降、実施予定	1~2時間	○	○	○	○	○	○	○	○	
補足研修(※1) ※11月以降、実施予定	半日~1日	ー	ー	ー	○(※6)	ー	○	○	○	

(※1)補足研修は、基礎研修のうち、居宅訪問型保育に特化した1、8、9、10の4科目を半日から1日に集約して実施。他に受講を希望する科目があれば、科目ごとに受講することも可。

(※2)基礎研修は、平成27年度以降、東京都又は公益社団法人全国保育サービス協会が実施したものに限り。

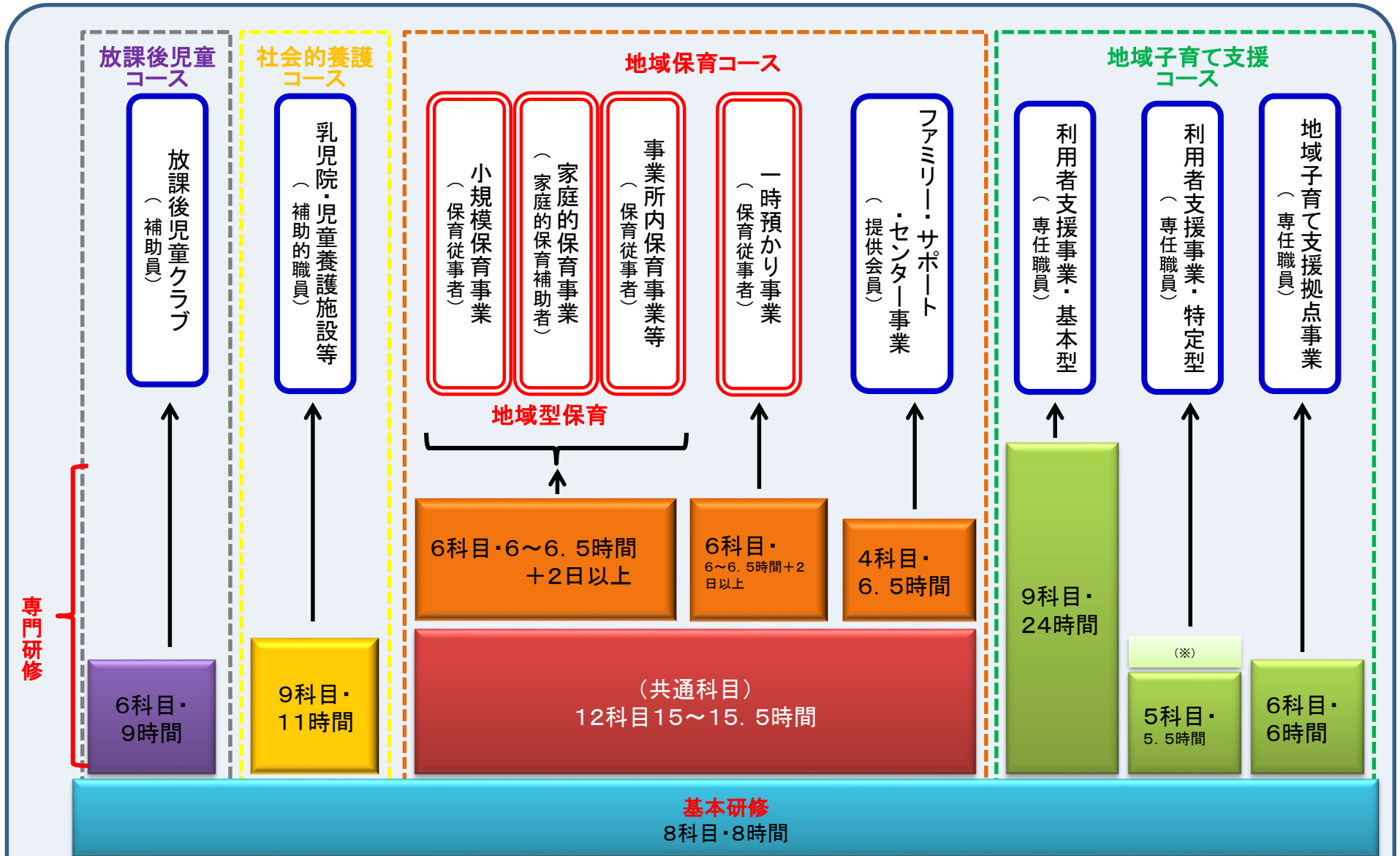
(※3)子育て支援員研修は、東京都が実施するものに限らず対象とする。

(※4)東京都が実施する家庭的保育者研修を修了し、区市町村が認定した地域型の家庭的保育者(退職者を含む。)を指す。

(※5)「一定の保育経験」とは、子ども・子育て支援新制度における保育所、認定こども園及び地域型保育事業での乳幼児の保育経験を指す。

(※6)公益社団法人全国保育サービス協会の認定ベビーシッター資格保有者のうち、現在ベビーシッターとして活動している者は、補足研修の受講を免除する。

子育て支援員の研修体系について



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 二重線枠は、研修が従事要件となる事業。実線枠は、研修の受講が推奨される事業。